

## 電離放射線障害の業務上外に関する検討会開催要綱

## 1 開催目的

電離放射線に被ばくする業務に従事し、又は従事していた労働者に発生した電離放射線障害の労災認定に当たっては、昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」（以下、「810号通達」という。）に基づき行っているところであるが、810号通達において認定基準を定めていない電離放射線障害等については、都道府県労働局より厚生労働省にりん伺の上、業務上外の認定を行うこととしている。

そこで、本省りん伺事案に係る発症疾病と電離放射線被ばくとの因果関係について専門的な見地から検討するため、厚生労働省労働基準局労災補償部長が、電離放射線障害に精通した専門家に参集を求め、医学上の意見を徴し、当該事案への的確な対応を図ることとする。

## 2 検討会の構成等

- (1) 本検討会は、別紙の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、座長をおき、検討会を統括するものとする。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会開催中に別途検討すべき事案が生じた場合、本検討会において検討できるものとする。

## 3 その他

- (1) 本検討会は、個別事案について取り扱うため非公開とする。
- (2) 参集及び検討会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室において行う。
- (3) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は座長が定める。

附則 本要綱は、平成21年6月4日から施行する。

## 「電離放射線障害の業務上外に関する専門検討会」

## 参集者名簿 (五〇音順)

氏名	所属・役職・専門
あかし まこと 明石 真言	放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター センター長  放射線臨床
くさま ともこ 草間 朋子	大分県立看護科学大学 理事長  放射線健康管理学
べっしよ まさみ 別所 正美	埼玉医科大学 血液内科教授  臨床血液学
よねくら よしはる 米倉 義晴	放射線医学総合研究所 理事長  核医学